

■確定申告に利用できる

「国民健康保険の医療費のお知らせ」について

白鷹町国民健康保険に加入されている方を対象に、医療費控除（確定申告）の手続きに利用できる「国民健康保険の医療費のお知らせ」を送付します。

これを確定申告書に添付することで、「医療費の明細書」の記入を省略できます。

●記載内容

① 医療を受けた方の氏名、医療機関の名称、受診年月

② 1年間（平成30年11月～令和元年10月）の医療費の総額および支払った医療費の額

③ 医療費控除見込額（令和元年中（1月～10月）に医療機関の窓口で支払った額） ↑令和元年分の医療費控除のもとになる金額です。

●注意

・記載内容は、令和元年10月までに受診した分となります。令和元年11月と12月に受診した分がある場合は、領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

・医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

があります。

・記載されている「支払った医療費の額」と実際に支払った額が異なる場合があります。

（例：高額療養費などの払い戻しを受けた場合・医療費助成等を受け付けた場合・医療機関への支払いが完了していない場合等）。この場合は、ご自身で額を訂正していただく必要があります。

・別途、ハガキで通知している「医療費通知」は、確定申告に必要な要件を満たしていないため、医療費控除の手続きには利用できません。

●発送時期 令和2年1月下旬 ※世帯主宛てに郵送します。

【問い合わせ】

町民課国保医療係
☎ 85-6130

お知らせが届いたら、確定申告まで大切に保管しましょう



令和2年度の
放課後児童クラブ(学童保育)利用児童を募集します

- 受付期間 令和2年1月8日（水）～2月7日（金）
 - 対象児童 小学1年生～6年生で保護者等が就労などにより日中家庭にいない児童（令和2年度に入学する児童を含む）
 - 利用料（おやつ代を含む） 1～3年生：月額7,000円／4～6年生：月額6,000円
- ※利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。
※利用料の軽減制度があります（要保護・準要保護世帯及び兄弟で通常利用している世帯が対象）。
※申し込みや詳細は、各児童クラブに直接ご連絡ください。

施設名	蚕桑っ子クラブ	鮎っ子クラブ	エンゼル イン しらたか	東根児童クラブ ふれあいっ子
設置場所	蚕桑地区コミュニティセンター内	白鷹町子育て支援センター内	愛真こども園	ふれあいの里敷地内
申込電話番号	☎ 87-1188	☎ 87-0084	☎ 85-3160	☎ 85-2200
開所時間	月～金曜日	正午～午後7時	午前11時～午後7時	正午～午後7時
	土曜日	午前7時～午後7時	午前7時～午後7時	午前7時30分～午後7時
	学校代休 長期休暇	午前7時～午後7時	午前7時～午後7時	午前7時30分～午後7時
休所日	日曜日、祝日、お盆、 年末年始	日曜日、祝日、お盆、 年末年始	日曜日、祝日、年末 年始	第1土曜日を除く土 曜日、日曜日、お盆、 年末年始

「白鷹町都市計画マスタープラン(改定案)」に関する意見の募集について

町では現在、マスタープランの改定に向けた取り組みを進めています。そこで、現時点における改定案について町民の皆様からご意見をいただきたく、以下のとおりご意見を募集します。

●募集期間

令和2年1月8日(水)から2月3日(月)まで(必着)

●送付方法

意見送付様式に、氏名、住所等、必要事項をご記入のうえ、郵送、電子メールまたはFAXで提出してください。

※改定案や募集要項は、各地区

児童生徒就学援助制度のお知らせ

町では、小・中学校に通学するお子さんの学用品費や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

《令和2年度分の申請について》

●対象 経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者

※審査の結果、適用にならない場合があります。

●提出書類 申請書および令和元年中の世帯の収入(各種手

コミュニティセンターおよび町ホームページにて令和2年1月8日から公開します。

また、意見送付様式は、同日より町ホームページでダウンロードしていただくか、各地区コミュニティセンターで入手することができます。

【問い合わせ】

建設水道課都市計画係

☎ 85-6144

[FAX] 85-12509

[Email] kensetu@so.town.

shirataka.yamagata.jp

当、年金等を含む)がわかる書類の写し

●提出期限 令和2年1月31日(金)期限厳守

●提出先 現在通学している小

・中学校(未就学児は入学予定の小学校)

※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

各学校または教育委員会学校教
育係 ☎ 85-6144

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくろう

— 12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です —

ここでいう障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含みます)、その他、心や体の動きに障がいがある人で、そのことから日常生活や、社会生活に、相当な制限を受けているすべての人です。

《障がいを理由とする差別の例》

- ◇車いすを利用していることや、補助犬を連れてくることを理由に、入店を拒否する。
- ◇サービス提供に際し、介助者の付き添いなどの条件を付ける。
- ◇不動産の売買や賃貸にあたり、物件の紹介等を拒否する。
- ◇求人への応募を認めない。
- やむを得ない理由もなく、障がいがあるというだけで、障がいのない人よりも不利な扱いをすることは禁止されています。

障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を、みんなで作り上げましょう。

《合理的配慮の提供の例》

- ◇聴覚障がいのある人に筆談で伝える。
- ◇視覚障がいのある人に書類を読み上げて内容を伝える。
- ◇知的障がいのある人に理解しやすいよう、わかりやすい表現にする。文章にふりがなを振る。
- ◇精神障がいのある人に働きやすいよう、職場環境や勤務条件等を変更する。
- ◇ヘルプマークをつけた人に困っている様子であれば、「お手伝いすることはありますか?」と声をかける。
- 障がいのある人が困っている時に、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことが合理的配慮であり、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となる場合があります。

【相談・問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111